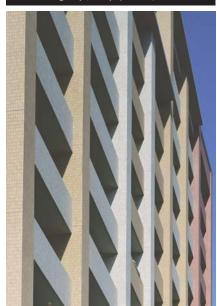
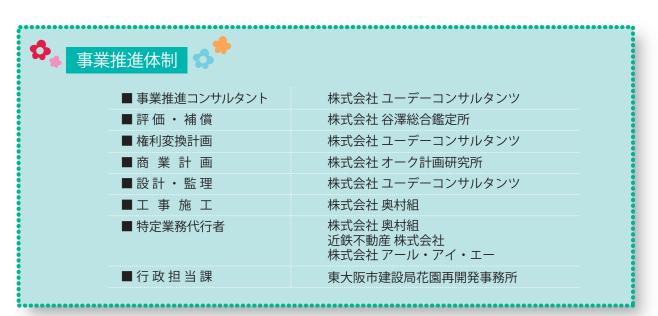
# 事業を終えて



本来は連立事業による高架と新駅舎が完成して初めて河内 花園駅前再開発が完結するのだと思います。平成22年春に 奈良方面への下り線が高架化され、同25年には上下線高架化 が予定されています。徐々にその全貌が明らかになり、再開発 の目的の一つであった駅前のにぎわいを取り戻していくこと でしょう。

#### 最後に「パザパはなぞの」について

パザパとはフランス語で一歩一歩という意味で、この事業 が一歩ずつ歩んできて、これからも河内花園が住みよい活気の ある街になるために歩みを刻んでいくとの思いが込められて います。願わくはこの思いが幾世代にわたって受け継がれ、 ゆったりとした時間の中で河内花園が発展することを祈って 止みません。







〒578-0924 東大阪市吉田一丁目8番27号 近鉄花園工事事務所2階 TEL: 072-967-0455 FAX: 072-962-5258

■ホームページ http://www.hct.zaq.ne.jp/hanazono/

■メールアドレス sakaso87@hct.zaq.ne.jp

☆☆☆ 関西初の特定業務代行方式 ☆☆☆



河内花園駅前地区第一種市街地再開発事業









河内花園駅前地区市街地再開発組合



# 河内花園駅前に一個「暖きました



### 骨愛称の由来骨

パザパとはフランス語で「一歩一歩」という意味。この駅前再開発は河内花園を住みよい活気の ある街にするための第一歩であり、これからもたゆまずに努力を継続することによって街が栄え るという思いが込められています。



河内花園駅前地区 市街地再開発組合 理事長 陶 山 勝 英

「咲かそう花園 人にやさしい安心・安全・快適なまちづくり」を合言葉に河内花園駅前地区第一種市街地 再開発事業として進めてまいりました花園駅前地区のまちづくりは、平成20年4月11日だパザパはなぞ のとしてグランドオープンを挙行し、新しいまちの顔が完成しました。

思いおこせば、昭和33年3月31日の都市計画道路大阪瓢 衛線の都市計画決定に始まり、50年の長き にわたり、地元権利者のご理解と熱意のもと、行政をはじめ関係機関のご協力をいただきながら、やっと ここまで来ることができました。

当再開発事業は、平成11年3月にまちづくり構想案が発表されてからは、他の地区には見られない迅速 さをもって進めることができました。これも、それまでの長い期間の活動が実を結んだものと感じており ます。あらためて130名を超える権利者、東大阪市、各関係機関の熱意とご協力の賜物と心からお礼申し 上げます。

新しいまちに生まれ変わった。パザパはなぞのでは、これからも新しい住民や営業者と力を合わせ、そ の名のとおり一歩ずつ着実に、明るく活気のあるまちに育ててまいりたいと気を引き締めております。再 開発事業の関係者、"パザパはなぞの"をご利用いただく地元住民の皆様には、引き続き暖かく見守ってい ただきますようよろしくお願い申し上げます。



東大阪市長 野田義和

このたび、河内花園駅前地区第一種市街地再開発事業が竣工いたしましたこと、心よりお祝い申し上

顧みますれば平成12年の準備組合設立以来8年が経過した訳でございます。その間、組合員の皆様 のご熱意ある活動並びに国、大阪府をはじめ関係機関のご指導、ご協力のもと、本事業が完成したも のでございます。ここに、深く敬意と感謝を表したいと存じます。

ビルの愛称「パザパはなぞの」の「パザパ」は一歩ずつを意味するものでございまして、組合員の皆 様がまちづくりとして市街地再開発事業に取り組まれてこられたこれまでそのものではないかと考え ます。また、商業業務施設及び住宅施設がそろった当ビルが「一歩ずつ」発展、繁栄することを願って やみません。

最後になりましたが、今日までの長きにわたり、何かとご協力をいただきました地元の皆様を始め とする関係の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも各方面にわたる一層のご支援とご協力 をお願い申し上げます。





北西側から望む







大阪瓢簞山線沿いの沿道型店舗





[特定業務代行者導入まで]

平成20年(2008年)4月11日、グランドオープン。東大阪市近鉄河内花園駅前に「パザパはなぞの」が誕生しました。昭和42年、布施・河内・枚岡の三市が合併して東大阪市となった頃、 地元有志のあいだではすでに駅前整備を模索する動きがあったそうですから、その頃から数えれば足掛け41年の歳月を経て事業が実現したことになります。

#### ☆東大阪市

東大阪市は大阪府の東部、河内平野のほぼ 中央部に位置し、西は大阪市、南は八尾市、 北は大東市と接し、東は生駒山系を挟んで奈 良県と境を接しています。面積は約62km 、 人口は約51万人と府下では大阪市、堺市に ついで多くの人が居住しています。全国有数 のものづくりのまち、中小企業のまちとして 知られ、また、全国高校生ラガーあこがれの 近鉄花園ラグビー場の所在地としても有名 です。



#### 準備組合設立

バブル経済崩壊以降の長期不況を時代背景として容易には事業の具体化に至りませんでし たが、平成11年、市が「花園駅前まちづくり構想案」を発表したことを契機に、同12年3月、 同構想案の区域設定に基づく準備組合が設立されました。



平成12年3月26日再開発準備組合設立総会

#### ☆河内花園駅前地区

河内花園駅前地区は、近鉄奈良線河内花園駅北口に隣接し、大阪ミ ナミの難波まで電車で約20分という好立地に恵まれ、かつ電車とバ スの交通結節点にありながら、道路が狭隘で駅前広場等の公共施設が 未整備であり、老朽化した木造家屋が密集して建て込んでおり、防災 上も住環境の点からも多くの問題を抱えていました。







老朽化した家屋が密集している地区内

整備が必要な駅前

活性化が必要な商店街

また、かつては花園ラグビー場の玄関口としてにぎわった河内 花園駅ですが、新駅の東花園駅が開設されたことでラグビー場の 最寄り駅としての立地を失いました。さらに近郊においては大型 店の出店などもあり、駅前商店街は次第に衰退を余儀なくされて きました。



近鉄花園ラグビー場

# ☆特定業務代行者導入

さらに平成14年5月、事業成立性を担保し、事業を強力に推進することを目的として、 関西の再開発事業では初めて特定業務代行者を導入し、事業実現に向けて本格的に動きだす ことになりました。

結果論ですが、平成14年は失われた10年の「平成不況」をようやく脱し、戦後最長の「い ざなみ景気」に転換した年と言われており、事業を立ち上げるにはちょうど頃合いであったろ うかと思います。

#### 特定業務代行方式の特長など

- ◎ 特定業務代行方式とは、民間事業者が施行者等からの委託に基づき市街地再開発事業の推進に関する業務を代行 する方式で、受託業務に建築等工事施工業務を含み、最終的に自ら保留床を取得する義務を負うもので、近年、 民間事業者の能力を最大限に活かす制度として注目されています。
- ◎ 特定業務代行方式の特長として、最終的に未処分保留床が発生した場合には代行者が当該保留床の取得を義務付 けられるので、事業の経済的な裏付け=成立性が担保されることになります。
- ◎ 特定業務代行者の選定は、代行者の能力の水準を確保するため、事業提案競技方式により行うものとされていま す。また、公正を期するため、募集、審査、候補選定などを第三者機関に委ねるのが通例であり、当事業におい ては財団法人大阪府都市整備推進センターに募集事務と審査を委託しました。

#### ☆ 高まる地元の気運

そこで地区住民や営業者は、平成5年にまちづくり 懇談会、同7年にまちづくり研究会を発足して駅前整 備について検討を始めました。平成9年には東大阪市 当局が現地事務所を開設し、地元と市が協議を重ねた 結果、都市再開発法に基づく市街地再開発事業により あらたな街づくりを行うこととなりました。



## 特定業務代行者決定までの流れ

・平成13年11月 3日

臨時総会で特定業務代行方式の採用を決定

(募集事務と審査を(財)大阪府都市整備推進センターに委託)

共同企業体1社が応募(奥村組・近鉄不動産グループ)

「特定業務代行希望者の選定に係る事業提案競技」の説明会を開催

特定業務代行候補者選考委員会が「特定業務代行候補者の選考に

建設系業界新聞3紙に事業提案競技の説明会の開催公告、参加者を全国公募

・平成13年11月15日

・平成13年11月27日

・平成14年2月12日

・平成14年3月29日

・平成14年4月8日

・平成14年5月26日

・平成14年11月28日

理事会が特定業務代行候補者のヒアリング

通常総会で特定業務代行者の承認 (奥村組・近鉄不動産グループが決定)

特定業務代行基本契約の調印式

関する報告」を理事会に提出





平成14年11月28日調印式





# 事業の概要

13. S

事 業 名 称 河内花園駅前地区第一種市街地再開発事業

行 者 河内花園駅前地区市街地再開発組合

施 行 地 区 大阪府東大阪市吉田一丁目及び稲葉三丁目地内

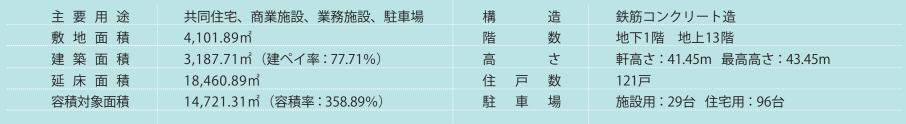
施行区域面積 約1.3ha

事業施行期間 平成16年度~平成20年度

権利変換方式 都市再開発法第111条による地上権非設定型



# 施設建築物の概要



### ☆土地利用計画の概要

西寄りに駅前広場を整備し、交通機能の確保とあわせて環境空間の形成を図りました。環境空間には緑地、モニュメント(予定)等を配置し、施設利用者はもちろん周辺住民の憩いの場となるよう景観形成にも配慮しています。

施設建築敷地は公共施設の整備にあわせて1街区に集約しました。駅前広場、道路との一体的整備や建物の壁面後退により、建物周りの空間的な広がりを確保し、ゆとりある安全な歩行者空間を創出しています。

#### 土地利用計画図









連絡通路、3階中庭

### ☆施設計画の概要

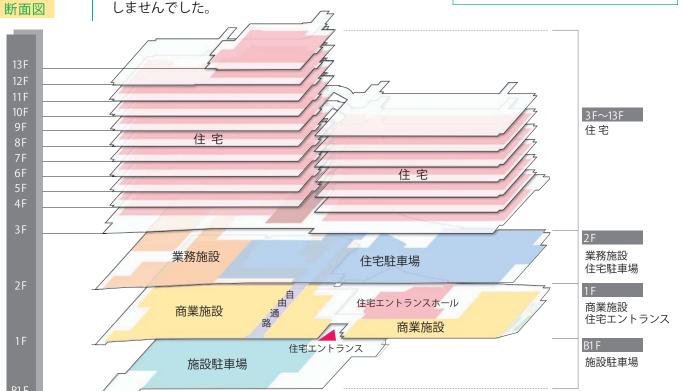
施設建築物の1階は、歩行者が既存商店街と駅のあいだを迂回することなく往来できるように自由通路(初電から終電まで開放)を設け、その通路沿いにあらたな商店街を形成し、核店舗として食品スーパーを配置しました。また業務、医療等の目的性の高い施設は2階に配置しました。上層部の住宅は周辺への通風や日照、圧迫感等を考慮し、3棟に分節してボリューム感を緩和しています。

近隣型ショッピングセンターで自転車利用客が多いのに駐輪場台数が少ないのが難点ですが、対策の一つとして長時間滞留自転車を排除するため、有料駐輪機を導入しました。

検討過程で地階から2階までの3フロアを店舗とする 案もありましたが、当地区の商業立地は近隣型で過酷な 地域間競争を勝ち抜くほどに潜在力がないこと、かつ保 留床の処分性を考慮し、結局身の丈にあわせるかたちで 店舗は1フロアだけの規模に収斂しました。また、大阪 瓢簞山線上に橋を渡して駅のコンコースと再開発ビルを つなぐ構想もありましたが、新駅舎計画との調整が困難 であることや費用対効果に乏しいなどの理由により実現 有料駐輪機とは… サイクルバードについて (電磁ロックタイプ)







## 事業のあゆみ

平成 5 年 2 月 平成 7 年 8 月 平成 9 年 4 月 平成11年3月 平成12年3月 平成14年5月 平成15年4月 平成16年4月 平成17年6月 平成17年12月 平成18年4月 平成20年1月 平成20年2月 平成20年3月 平成20年3月 平成20年4月

河内花園駅前地区まちづくり懇談会発足 河内花園駅前地区まちづくり研究会発足 東大阪市花園再開発事務所開設

花園駅前まちづくり構想案発表

河内花園駅前地区市街地再開発準備組合発足

特定業務代行者に奥村組・近鉄不動産グループ選定

市街地再開発事業及び関連の都市計画決定

再開発組合設立

権利変換計画認可

土地明渡し期日(12月28日)

施設建築物工事着工

施設建築物工事竣工

商業床プレオープン

住宅床入居開始

公共施設工事竣工

商業床グランドオープン



<sup>Z</sup>成18年4月15日 安全祈願祭



平成20年4月11日 オープニングテープカット



公共用地が7割

施行区域面積1.3haの約7割を公共用地が占めることが当事業の最大の特徴である、と言 っても過言ではないでしょう。

これにより駅前広場及びそのアクセス道路が整備され、従来できなかった車の乗り入れ、 バスやタクシーの運行が可能になりました。大阪瓢簞山線が全通すれば中央環状線と外環状 線を結ぶ幹線道路となり、マクロ的な交通体系の改善にも

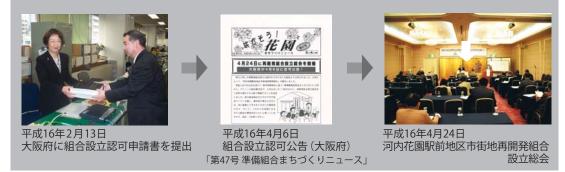
寄与することでしょう。

その反面、施行者にとっては、土地等の対価として管 理者負担金が交付されるのは当然のことですが、本来そ の十地から得られるはずの開発利益が補償されるわけで はなく、公共用地割合が大きいということは失う開発利 益も大きいということですから、資金計画上大きなマイ ナス要因を背負うことになりました。



☆組合設立同意率は 3分の2ぎりぎり

組合設立認可申請時の土地所有者同意率は1名欠けても3分の2に届かないほどの低率で したが、未同意者の多くが様子見で潜在的な同意率はもっと高いという確信があり、前途を 悲観することはありませんでした。組合設立以降ねばり強く権利者対応を重ねることで予定 どおり権利変換計画の縦覧にこぎつけることができました。



# 事業の特徴的な事柄など

☆関西初の特定業務 代行方式

☆ 連続立体交差事業に 遅れを取るな!

右肩上がりの経済が終焉した中で保留床処分を確実にし、かつ人的、資金的、技術的支援を 得て事業を強力に推進するため、特定業務代行方式を採用しました。当時、関西の再開発では 初の試みで各方面から照会が寄せられましたが、現在でも都市計画決定前の段階で(事業協力者 ではなく) 特定業務代行者を導入した事例としてはめずらしい部類に入るようです。

平成5年の近鉄奈良線連続立体交差事業(以下連立事業)の認可時に当再開発事業の遂行が 付帯要件とされ、両事業は一対の事業として、一方が前進することで他方を側面から支援する 役割を担ってきました。

具体的には、両事業は境を接しており、その区域界にまたがって建つ従前建物を早期に除却 し、事業用地を確保することが双方に求められたのでした。すなわちスケジュール重視であり、 当初は連立事業が先行していたので、再開発に対しては事業化を急ぎ連立の足を引っ張らない ことが求められました。

そうした雰囲気の中、都市計画、組合設立、権利変換、着工までの各スパンが1年毎のスケ ジュール表が作成されました。当時は素人の手による工程表と揶揄されたりしましたが、「工 程に勝て!」を合言葉に、ほぼ予定どおりに事業が遂行されました。



☆借上型再開発住宅の 活用

☆核店舗保留床処分と テナント誘致

東大阪市より、転出権利者の移転先の選択肢の一つとして、となり駅の「若江岩田駅前地 区市街地再開発事業 | の施行時に設置された「借上型再開発住宅 | を活用してはどうか、との 提案がありました。

借上型再開発住宅(制度)とは、民間の建物を市が借り上げ、再開発事業でやむを得ず住 宅に困窮する権利者に賃貸住宅として提供し、家賃は入居者の所得に応じて定める仕組みの 制度です。

当該再開発住宅は、高齢者向けの仕様が施されているうえに戸当たりの専用面積は約51㎡ とやや広め、当時6戸の空き住戸があり、当事業における転出権利者の受け皿として大いに 役立てることができました。

当初、核店舗保留床は権利者法人を設立してホルダーとする案を基本としていましたが、 事業が進むにつれ、そうした構想が非現実的であることが明らかになり、結局は第三者の処 分先を探さざるを得なくなりました。幸運にも「収用等に伴う補償金で代替資産を取得した 場合の課税の特例」の適用を受けるための代替資産を探していた東大阪市在住の資産家との 出会いがあり、テナント斡旋を停止条件とする譲渡契約を締結することができました。

ところで、核店舗床は駅前にあった地元スーパー(連立事業で立退き)の出店を前提に配置

設計されていたところ、同店の出店辞退により外部から テナントを誘致することになったのですが、既定の設計 上の規模、形状などがネックとなり容易なことではあり ませんでした。

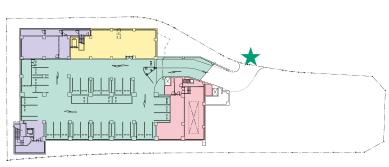
これをしくじると停止条件付譲渡契約が失効するため 危機感を募らせましたが、最終的には特定業務代行者で ある奥村組の尽力により、「食品館アプロ」が出店して事 なきを得ました。



新鮮な食材の並ぶ「食品館アプロ」







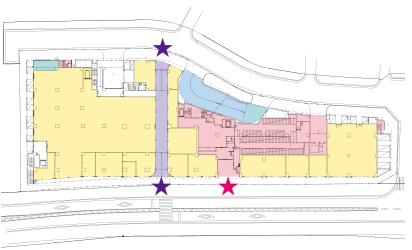






















★住宅アプローチ

住宅エントランスホール













